

① 学校体育施設開放事業に係る意見書と大阪市の対応等について(担当:経済戦略局・各区役所)

外部監察チームの意見書(問題点・意見)	対応等の状況
問題点① ゼロ精算 各区が行っている学校体育施設開放事業の委託金については、制度上、精算戻入を行うこととなっているのに、外部監察チームが抽出した天王寺区、阿倍野区、福島区については、大半の運営委員会が精算戻入を行っていなかった。 精算戻入を行っていない運営委員会の精算報告書には、委託金を全額支出した旨が記載されているが、過不足無く使い切るといのは不自然である。 例えば、調査した3区の分だけでも、4つの運営委員会が契約期間の最終日に一円単位で切手を購入することで、委託金を使い切っている例が見受けられた。	【委託金の適正な執行について、区長、運営委員会あて周知・徹底】 平成25年1月25日付で「学校体育施設開放事業」委託金にかかる適正な執行について、ゆとりとみどり振興局長から区長あて通知し、区役所担当職員へ周知・徹底するとともに、ゆとりとみどり振興局生涯スポーツ担当課長、区人権生涯学習主管課長の連名で各学校体育施設開放事業運営委員会運営委員長あてに、次の内容を周知・徹底した。 ①精算戻入について 委託金に残額が生じた場合は、戻入することを再度周知するとともに、値引きによる購入や運営委員会での不足分負担により委託金を全額執行した場合は、領収書や精算報告書にその旨を記載するように依頼。 ②執行時期について 委託金は原則として委託期間内に必要な諸経費のために使用するべき経費としており、委託期間末になって、委託金を使い切るためと疑われるような不適切な支出は行わないよう周知。
問題点② 執行時期 多くの運営委員会では、委託契約期間の満了日の直前に大量の消耗品等を購入している。 そもそも、委託契約期間ごとに委託金を支給し、精算を行う方法をとっている以上、委託金は原則として当該委託契約期間内に必要な経費のために使用されるべきであって、当該契約期間内に必要のない経費に使用することは不適切である。	【ゼロ精算(平24年8月～平成25年3月契約の状況)】 平成24年8月契約の運営委員会427委員会のうち、180委員会は残金を戻入し、247委員会はゼロ精算であった。 ゼロ精算の主な理由としては、値引きによるものが193委員会、運営委員会での不足分負担によるものが40委員会、残りの14委員会は必要数量の精査や購入する物品の厳選による全額執行となっており、各区において精算報告書等により厳重に確認し、適切な執行であることを確認した。
問題点③ 区役所担当職員の意識 精算戻入を受ける区役所の担当職員の側にも、運営委員会に対して精算戻入にあまり積極的でない態度を示したり、精算報告書を十分に確認せずに不適切な支出を見過ごしたりして、適正な精算戻入を阻害している可能性を否定できない。	【執行時期(平24年8月～平成25年3月契約の状況)】 平成24年8月契約の運営委員会427委員会のうち、平成25年3月20日以降に委託金の半分以上を支出している運営員会数は73委員会。 期末に委託料の半分以上を支出する主な理由としては、 ・物品購入を決定する運営委員会について、委員の日程が整わず、開催が遅れた ・体育館が使用されない春休み期間中に工事を行う必要があった ・備品の緊急補修の発生に備えるなど全体の事業費の執行状況を見極めたうえで、物品購入する必要があった 等であり、各区において精算報告書等により厳重に確認し、適切な執行であること確認した。
意見(1) 運営委員会に対して、委託金の精算戻入が可能であること及び委託金の不適切な支出を禁止する旨を周知徹底すること。	【平成25年度の状況】 平成25年度からは市政改革プランに基づき、本事業については、地域と行政が連携・協力して行う事業とし、具体的な手法については、区長のマネジメントのもと、地域の実情に応じてつぎのとおり実施している。 ①当該事業を地域主体の事業と位置付け、地域活動協議会へ補助 9区(うち3区は③も実施) ②区において、特名または公募により運営委員会等と委託契約を締結 9区 ③区と運営委員会で協定を締結し、区が運営員会に対して必要物品を提供 9区(うち3区は①も実施)
意見(2) 区役所担当職員に対して、委託金の精算戻入が可能であること及び精算戻入の手続きについて周知徹底すること。 また、運営委員会が委託金を適切に支出しているか、精算報告書等により厳重に確認するよう指導すること。	②の委託契約分については、引続き区より運営委員会等に対して、委託金の適切な支出及び精算手続きについて周知徹底するとともに、運営委員会等が委託金を適切に支出しているか、精算報告書等により厳重に確認していく。